

次世代育成支援に対する取り組みについてのお知らせ

次世代育成支援対策推進法に基づき、当社では「一般事業主行動計画」(以下、行動計画)を策定いたしました。今後、全社員が仕事と生活のバランスを保ち、より高いモチベーションでより高いパフォーマンスを発揮しながら働き続けられることを目指して、以下の行動計画を実施していきます。

次世代育成支援対策推進法は、少子化の進行等を背景に、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、雇用環境・労働条件の整備等、総合的な対策を集中的かつ計画的に推進することを目的に制定された法律です。上記の目的実現のため、企業が取り組む行動計画を策定・届出・公表が義務付けられています。

< 日本精機の行動計画 >

1. 計画期間 平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 (5 年間)

2. 内容

計画項目	目標
年次有給休暇の取得促進	取得率80% (5年後に到達)

< 具体的な取り組み予定 >

- 平成 22 年 4 月 ~ 個人の休暇取得予定の立案と上司による管理の仕組みづくりの検討開始
- 平成 22 年 10 月 ~ 個人の休暇取得予定の立案と上司による管理の運用開始
- 期間中の 4・9・12 月 定期的な実施概況のお知らせと社内報等による PR 活動の実施 (少なくとも 1 年 1 回)

計画項目	目標
所定外労働時間の削減	全社員の1か月の 所定外労働時間を 45時間以内にする

< 具体的な取り組み予定 >

- 平成 22 年 4 月 ~ 業務の「プロセス改革」「統準化」推進の目標管理制度への組込み開始
- 期間中の 4・9・12 月 定期的な実施概況のお知らせと社内報等による PR 活動の実施 (少なくとも 1 年 1 回)

計画項目	目標
「ワークライフバランス」に関する制度周知および理解促進	計画の実施

< 具体的な取り組み予定 >

- 平成 22 年 4 月 「ハッピー・パートナー企業」への登録申請
- 平成 22 年 6 月 ~ ワークライフバランスに関する新制度の運用開始
- 平成 22 年 8 月 ~ 上記に基づく全社研修の実施

計画項目	目標
休業決定(主に育児・介護休業)から職場復帰までを円滑に進めるための施策実施	計画の実施

< 具体的な取り組み予定 >

- 平成 22 年 5 月 ~ 各タイミング(休業決定時、休業中、職場復帰時等)における人事部及び各職場でのサポート体制の明確化・ルール化
- 平成 22 年 7 月 ~ 上記の全社周知と運用開始

「ハッピー・パートナー企業」登録のお知らせ

「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」登録制度は、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業に対して「ハッピー・パートナー企業」として登録を認め、その取り組みを支援する新潟県独自の制度です。当社も先般、上記の新行動計画の一環として登録応募を行い、4月6日付で登録が認められました。今後、当社では「ハッピー・パートナー企業」という名称にふさわしい企業であり続けられるよう、上記の行動計画を中心として実施して参ります。

